平成２２年（フ）第９３６号
京都府京都市右京区山ノ内宮前町７　ウエストヴィラージュ203、住民票上の住所京都府福知山市字奥野部417番地
債務者　大槻みどり
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１００２号
京都市伏見区深草西川原町28番地
債務者　佐藤幸浩こと　崔　　幸浩
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２１号
京都市西京区樫原釘貫25番地１　市営住宅５―502
債務者　金森　眞久
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２５号
京都市北区上賀茂馬ノ目町49番地　太田マンション203号
債務者　杉本　政光
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２６号
京都市北区上賀茂馬ノ目町49番地　太田マンション203号
債務者　杉本　房代
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３６号
京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字笛竹41番地
債務者　園田　一子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８８号
京都市西京区大原野上里北ノ町806番地
債務者　八木　美貴
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９１号
京都市右京区嵯峨甲塚町８番地の53
債務者　織田　正行
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０２号
京都府宇治市木幡中村37番地の１　パデシオン宇治木幡Ⅲ番館114号
債務者　森下　貴司
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７４号
京都府京都市左京区下鴨宮崎町166番地
債務者　中島　友治
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１９号
京都市山科区安朱中溝町23番地６
債務者　久米　和子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２０号
京都市山科区安朱中溝町23番地６
債務者　久米　武志
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４１号
京都市中京区麩屋町通三条上る下白山町306番地２　アーバンライフ605号
債務者　増田眞由美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５４号
京都市南区吉祥院前田町１番地１　洛南ハイライフ111号
債務者　石原　紀子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
鳥取県西伯郡大山町御来屋633番地６
債務者　湯谷　泰博
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第８１２号
広島市佐伯区五月が丘５丁目19番７―106号
債務者　青木　和幸
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４号
広島県呉市広徳丸町24番24号
債務者　小村けい子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第９１号
広島県三原市本町３丁目27番20号
債務者　竹ノ内孝幸
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係